

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置，積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ① 産業廃棄物の飛散・流出防止のため、ダンプ及び脱着装置付キャブオーバにはシート等で覆いを掛ける。
- ② 運搬容器は、ダンプの荷台にロープ等で固定する。
- ③ 悪臭のおそれのあるものについては、密閉式ドラム缶又は密閉式タンク車により運搬する。
- ④ 石綿含有産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混合しないようにフレキシブルコンテナに入れて運搬する。
- ⑤ 水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分し、ステンレス鋼製容器により運搬する。

○特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請」の場合は、特別管理産業廃棄物の種類に応じた運搬施設の状況についても記載すること。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

- ① 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了者が講師となって、産業廃棄物の処理基準等について月1回社内研修を実施して、産業廃棄物処理に係る知識及び技術の向上に努める。
- ② 毎始業時に、当日の作業内容を確認して、産業廃棄物処理基準を遵守するよう徹底する。